

お知らせ

記者発表資料 配布日時	令和 4年 4月20日
----------------	-------------

■同時発表先：
岡山県政記者クラブ、倉敷記者クラブ

県道下原船穂線通行規制のお知らせ

この度、小田川合流点付替え事業に伴い、県道下原船穂線の切替え工事を行います。切替えにあたっては、安全に工事を行うために県道下原船穂線の一部区間を下記のとおり終日通行規制をさせていただきますのでお知らせします。

工事場所：倉敷市船穂町柳井原地内（県道下原船穂線） ※別紙参照
規制期間：令和4年5月9日（月）AM9時から
令和4年11月中旬まで
※令和4年5月9日～8月中旬 片側交互通行規制
令和4年8月中旬～11月中旬 一部全面通行止め

※上記期間中は、終日仮設信号機による規制となります。

※なお、規制の期間については、天候等の関係で変更する場合があります。その際には改めてお知らせいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所
副所長 濱本 賢太郎
（発注・現場担当）工務課長 藤井 泰宏

TEL (086) - 697-1020

FAX (086) - 697-1024

小田川合流点付替え事業に伴う終日通行規制のお知らせ

◆みなさまに

平素より国土交通省 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所の工事に対して格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、小田川合流点付替え事業の一環として、県道下原船穂線の切り替え工事を行います。つきましては、工事に伴い県道下原船穂線の右図区間で規制場所を変更しながら終日通行規制を行うため、通行される皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

工事期間中は、何かとご不便・ご迷惑をおかけするかとありますが、安全第一で工事の早期完成に努めますので、何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

◆通行規制区間の案内



※「標準地図データ」(国土地理院)
 (https://maps.gsi.go.jp/#17/34.605643/133.731508/&base=ort&ls=ort&disp=1&vs=c0g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1&d=m)
 を基に高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所作成

◆通行規制の期間

工事期間中の規制は、右図の範囲で終日通行規制を実施いたします。ご不便をお掛けしますが、ご協力のほど、宜しくお願い致します。

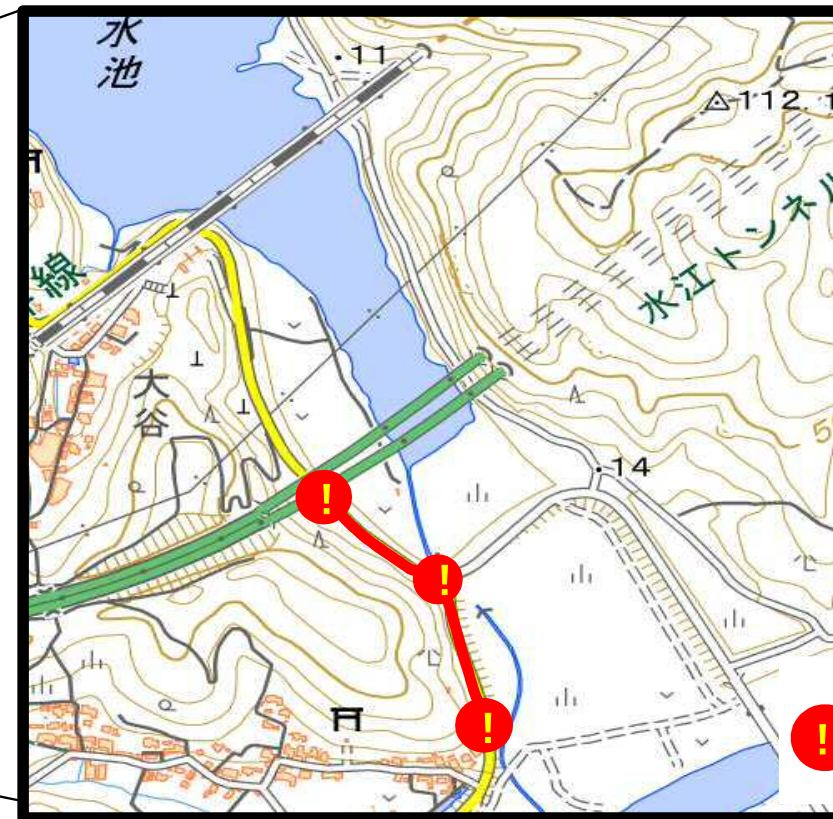
【規制期間】 : 令和4年5月9日(月)～令和4年11月中旬
 ※ 令和4年5月9日～8月中旬 片側交互通行規制
 令和4年8月中旬～11月中旬 一部全面通行止め

【規制の時間帯】 : 終日

【規制時の誘導方法】 : 仮設信号機
 ※終日歩行者、自転車は通行できます。

規制内容	令和4年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
片側交互通行	←→						
一部全面通行止め (別途日付はお知らせ)				←→			

←→
規制期間



!! : 規制区間

※ 片側交互通行区間近隣にお住まいの方、ご用の方等にはご不便おかけしますが、ご理解ご協力いただけますと幸いです。

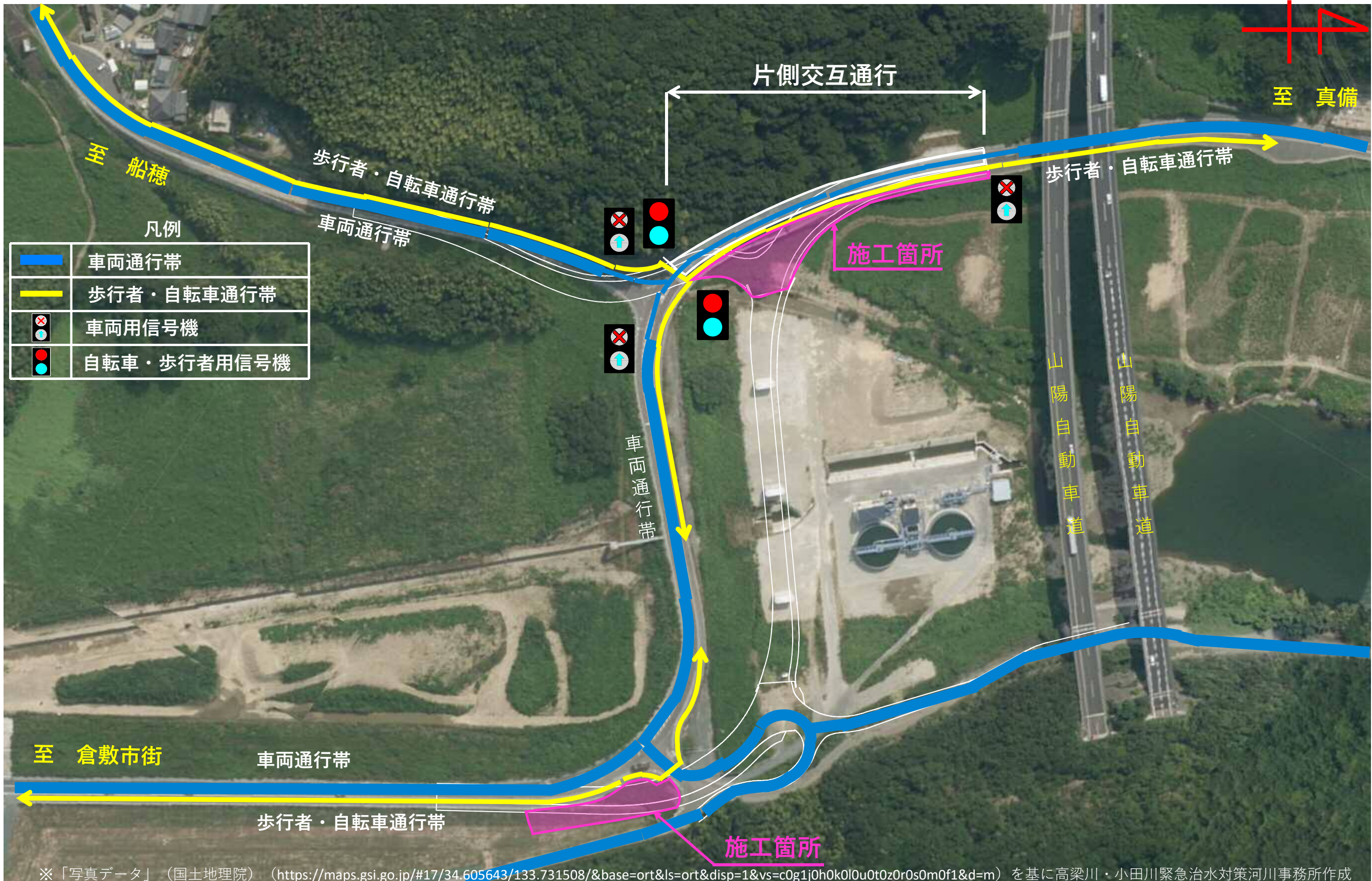
①令和4年5月～5月末

表示に従って通行を御願ひ致します。



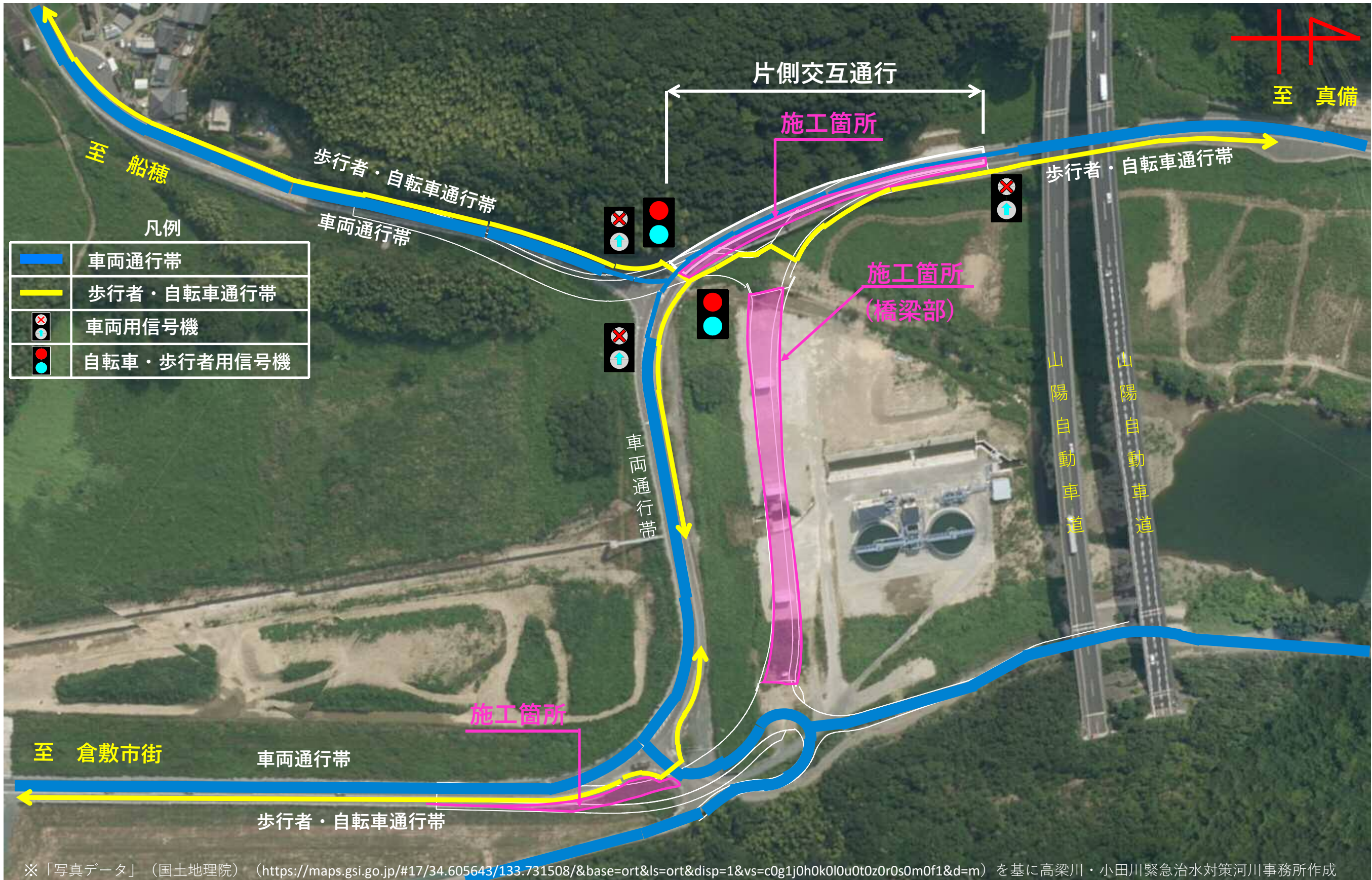
②令和4年6月～7月中旬

表示に従って通行を御願ひ致します。



③令和4年7月中旬～8月中旬

表示に従って通行を御願ひ致します。



④令和4年8月中旬～11月中旬

表示に従って通行を御願ひ致します。

